九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

現代米国における合併会計の基本問題

佐々木，利充

https://doi.org/10.15017/4475271

出版情報：經濟學研究. 46 (6), pp.51-70, 1982-01-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

現代米国における合併会計の基本問題

佐々木　利　充

一　はじめに
二　合併会計の基本的特色［Ⅰ］
三　合併会計の基本的特色［Ⅱ］
四　APB意見書第16号の生成とその意義
五　APB意見書第16号の効果と限界
六　むすびにかえて

一　はじめに

コングロマリット企業を中心とする合同運動が1969年後半に終熄した後，米国における合併活動は低下し，合併件数，合併資産総額は共に1970年代前半を通じて低落傾向を示していた。しかしながら，1970年代後半になると大型合併を中心として合併活動は再び活発になっていき，1980年には，合併対価総額が443億ドル[1]に達し，過去最高を記録した。

1970年代後半における合併活動の特色のひとつは，現金が主な合併対価として使用されていることである。例えば，1978年において実施または企図された主要合併24件で見るならば，合併対価が現金である合併は13件，普通株式による合併6件，その他4件となっている[2]。このように，今次の合併活動は合併対価の面において，普通株式や転換優先株式が主な合併対価であった1960年代の合併活動と大きく異なっている。このような合併対価の変化は，当然のこととして合併を処理する会計方法の選択に影響を与える。表Ⅰ—1が示すように，1960年代後半にあっては，プーリング法とパーチャス法という2つの会計方法がほぼ同じ割合で使用されているが，1970年代後半になるとパーチャス法が主に使用されている。このような合併会計におけるパーチャス法への重点移動を説明する主な理由として，米国会計原則審議会（APB）意見書第16号の設定が，一般に挙げられている。しかしながら，このような説明はまた，合併対価における持分証券から現金への移行をも意見書第16号の設定に帰着させることになるであろう。

表Ⅰ—1

年　度	1967	1968	1969	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979
プーリング①	144社	184社	101社	100社	102社	89社	50社	31社	43社	48社	56社	39社
パーチャス②	116社	190社	111社	133社	160社	163社	143社	75社	103社	118社	149社	185社
②に対する①の%	124.1%	96.8%	91.0%	75.2%	63.8%	54.6%	35.0%	41.3%	41.8%	40.7%	37.6%	21.1%

（出所）　Accounting Trends & Techniques.

1)　日本経済新聞　1981年4月26日

2)　Seidman, Samuel N. "Corporate Development & Diversification." *Journal of Accounting, Auditing & Finance,* Vol. 2, Fall 1978, p. 88, Vol. 2, Spring 1979, p. 268, Vol. 2, Summer 1979, p. 366.

その結果，合併会計基準が合併財務政策へ規制的に作用していると理解され，今次の合併活動が財務，会計的には正当化されることになる。

しかし，合併会計問題の真の意義は，A.R. ワイアットが指摘するように，合併会計方法の選択が損益計算書に反映する効果であり，その後の財務意思決定に及ぼす影響である[3]。従って，合併会社は合併会計方法の選択に際して，会社財務政策への影響を考慮し，その選択を行なうことになる。それ故，米国における合併会計実務の歴史は言うまでもなく，合併会計基準の歴史もまた基本的には会社財務政策への従属の歴史となったのである[4]。

APB 意見書第16号が合併会計のこのような基本的特色を変化させ，合併を行なう会社の財務政策に対して効果的な規制要因となるほど充分に整備された基準であるかどうかについて，詳細な検討が必要であろう。本稿においては，1970年代後半における合併活動の持つ意味を明らかにする試みの一環として，合併会計の基本的特色を再吟味し，APB 意見書第16号の意義と効果を分析することにより，現代米国における合併会計の持つ問題点を再検討することにしたい。

二　合併会計の基本的特色［I］

今日の米国にあっては，合併概念は会計目的のために2つの型に分類される。持分プーリングと買収合併である。この合併概念の相違に「対応」して，合併取引を処理する会計方法としてプーリング法とパーチャス法の2つが認められている。プーリング法とパーチャス法の間には，次の2点で会計手続上に大きな相違がある[1]。

1　被合併会社の資産に対する会計処理

2　被合併会社の留保利益に対する会計処理

2つの合併会計方法の相違がこのように明確な型で説明されたのは比較的新しく，1957年の会計研究公報（ARB）第48号においてであった。しかし，より重要なことは，持分プーリングという言葉が持つ概念の変質が ARB 第48号の下で完成させられたことにある。

持分プーリングという言葉は，本来的には「合併当事会社間に緊密な関係があり，それ故，公正な取引の存在が疑わしい種類の合併を説明するために使用された[2]」のであり，「提案された会計処理方法を説明するために使用されたのではなかった[3]」。この語が使われた初期の段階にあっては，会計方法は合併形態から独立しておらず，会計方法の選択は合併形態に対応するものであった。しかし，持分プーリングという合併概念を初めて公式に承認した会計基準 ARB 第40号（1950年）の下で，大きな変化が合併概念の分類方法に生じた。ARB 第40号では，持分プーリングと買収合併の間の区別は，会計目的のために経済的実質の変化が生じたかどうかを示す付帯条件に基づくものとなった。そして，ARB 第48号の下で持分プーリングという言葉は会計方法を選択するための基礎となる合併取引を説明するものではなくなり，単なる会

3) Wyatt, Arthur R. *A Critical Study of Accounting for Business Combinations* ("Accounting Research Study" No. 5). New York: AICPA, 1968, p. 17.

4) 拙稿「アメリカにおける合併会計基準の変遷と1株当り利益」『証券経済』第128号（1979年5月），89頁～97頁を参照。

※ 本論文における「合併」という言葉は最も広い意味で使用されており，英語の Business Combination とほぼ同義語である。

1) Bedford, Norton M., Perry, Kenneth W. and Wyatt, Arthur R. *Advanced Accounting: An Organizational Approach.* New York: Willy, 1973, p. 646.

2) Wyatt, op. cit., p. 22.

3) Ibid., p. 23.

計上の考案物として株式取得に基づく合併全てに適用可能なものとなった[4]。ARB第48号の意義について，A.R. ワイアットは次のように言っている。

「ARB 第48号の真の効果は，ある合併を処理する会計方法を決定する際に，それ以前よりも一層広範な自由を認めたことであった。こうして，ARB 第48号は，——全ての合併が主に合併当事者の意図や欲求に基づきプーリングかパーチァスのどちらかとして立証されうる基準を提示したのであった[5]。」

このように，2つの会計方法が任意に選択されるようになった結果，初めに会計方法が決定され，その決定に基づいて合併形態が分類されるようになり[6]，会計方法は合併形態から独立したのである。この結果，合併会計は会社経営者の恣意的判断の下で同一の取引に対してすら選択的に利用されうるものとなった[7]。そして，プーリング法とパーチァス法は異なる会計的結果を生じるにもかかわらず，同一の取引に対して適用可能であるという意味において，相対的に同質な会計方法となったのである。

ところで，このような会計方法の相対的同質化は合併会計独自のものではなく，「幅広い会計原則」という意味で会計原則における一般的特色である。従って合併会計方法の相対的同質化は，会計原則が持つ会社財務政策の規制とそれにもかからわらず生じる財務への従属という矛盾する性格を一般的に表現したものであり，合併会計の会社財務政策への全面的な従属を意味するものではない。しかし，合併会計の選択性が異なる会計方法間の選択であるにもかかわらず，その選択が合併形態に拘束されない状況下では，合併対価と取得正味資産簿価との関係が実務における選択基準として容易に導入されうる。すなわち，合併対価額が取得正味資産簿価よりも大である場合には，合併会社はプーリング法を使用し，取得資産を過小表示する。逆に，合併対価額が取得正味資産簿価よりも小である場合には，合併会社はパーチァス法を適用し，取得資産を過小表示する[8]。こうして，プーリング法とパーチァス法は共に資産の過小表示という会計的結果を生じることになり，互いに同質なものとなる。しかし，ここでの同質化も，異なる条件を持つ取引に対する会計的結果の同質化という意味で，相対的な同質化である。しかしながら，この段階における「相対的同質化」は具体的内容を持つものであり，その意味で，会計原則が持つ会社財務政策の規制とそれにもかかわらず生じる財務への従属という矛盾する性格を具体的に表現したものである。それ故，ここでの「相対的同質化」は合併会計の会社財務政策への従属を具体的に表わすもの

4) Andrews, Jr., Wesley T. "The Development of Accounting Principles for Business Combinations, 1932—1973." Unpublished Ph. D. dissertation, University of North Carolina, 1976, p. 100.

5) Wyatt, op. cit., p. 38.

6) Bedford, Perry and Wyatt, op. cit., p. 646.

7) 2つの会計方法の選択は，持分証券の交換によって行なわれる合併において問題となる。(Accounting Principles Board." Business Combinations." APB Opinion No. 16. New York: American Institution of Certified Public Accountants, August, 1970, para. 15.)

8) 「St. リージスは（持分プーリングとバーゲン・パーチァスの分析に基づいて）経営者がプーリング法とパーチァス法の選択に関して完全な自由を有しており，そしてその選択はどちらの会計方法が（将来収益に対して）最も好ましい結果をもたらすかという基準に基づいて行なわれるという結論に達した。—（ジェニックの研究の中で）引用された合併例は確かに，経営者が行なった選択は（将来収益に対して）好ましいものであったことを示している。」—（　）内は引用者。(Jaenicke, Henry R. "Management's Choice Purchace or Pool." *The Accounting Review,* Vol. XXXVII, No. 4, October, 1962, p. 765.)

表Ⅲ—1 合　併　会　社

(単位：千ドル)

	1966	1967	1968
City Investing			
総資産	58,016	89,357	338,925
長期負債	26,537	29,963	150,493
株主持分	23,905	32,412	87,260
純利益	1,142	2,813	12,127
Leasco Data Processing			
総資産	18,776	74,209	231,667
長期負債	10,977	45,079	143,494
株主持分	4,743	16,154	65,512
純利益	550	1,389	3,203
National General			
総資産	104,575	124,907	218,326
長期負債	58,718	67,365	119,281
株主持分	26,961	32,033	51,343
経常純利益	3,688	3,870	5,704
非経常利益	1,413	244	2,513
純利益	5,101	4,114	8,217

(出所) Langer, op. cit., p. 35

であるが，やはりその全面的な展開を意味するものではない。では，合併会計の会社財務政策への従属は如何にして全面的に展開されうるのであろうか。次章において，現実の合併取引を具体的に分析することにより，この問題の検討を進めていくことにしたい。

三　合併会計の基本的特色〔Ⅱ〕

この章においては，現実の合併会計実務の分析を主にラッセル D. ランガーの研究[1] に基づいて行なうことにより，前章で述べた2つの合併会計方法間の同質化が実務においてどのように展開されるかについて見ていくことにしたい。分析の対象となる合併例は，National General Corporation (NG 社) による Great American Holding Company (GA 社) の合併，Leasco Data Processing Equipment Corporation (リースコ社) による Reliance Insurance Company (リライアンス社) の合併，City Investing Company (シティ社) による Home Insurance Company (ホーム社) の合併の3件である。上記の合併会社3社は1960年代に急成長したコングロマリット企業であり，他方，被合併会社3社はいずれも米国の保険業界20位内の伝統ある保険会社であった。表Ⅲ—1，Ⅲ—2は合併会社および被合併会社の合併前の財務資料を示すものである。この2つの表から明らかなように，この3件の合併は，当時の人々の注意を集めた「小魚が鯨を飲み込む」ような合併の典型である。ところで，1960年代における合併活動の主要な担い手はコングロマリット企業であり，また，1960年代末には保険会社を中心とする金融会社が盛んに合併されている。従って，この章

1) Langer, Russell D. *Accounting as a Variable in Mergers.* New York: A New York Times Company, 1978, pp. 31～69.

表Ⅲ—2 被　合　併　会　社

（単位：千ドル）

	会計年度末12月31日 1965	1966	1967	8月31日までの8カ月間 1968
Home Insurance				
営業純利益	1,655	22,004	25,172	(17,551)
投資利得（税引後）	7,720	4,213	4,596	4,885
純利益	9,375	26,217	29,768	(12,626)
				3月31日 (1968)
株主持分			224,408	224,490
有価証券ポートフォリオ				
手持証券，時価			368,247	349,290
手持証券，取得原価			143,892	146,130
未実現利益			224,355	203,160
予想税額			59,765	54,460
未実現純利益			164,590	148,700
Reliance Insurance				9月30日までの9カ月間 (1968)
経常純利益	10,297	15,980	14,886	15,699
投資利得（税引後）	8,871	88	5,465	7,211
純利益	19,168	16,068	20,351	22,910
株主持分				175,960
有価証券ポートフォリオ				
手持証券，時価			230,375	265,526
手持証券，取得原価			128,603	145,847
未実現利益			101,322	119,679
予想税額			27,874	32,912
未実現純利益			83,448	86,767
Great American Insurance				
営業純利益	(6,988)	12,401	13,596	4,529
投資利得（税引後）	8,684	2,901	(164)	804
純利益	1,696	15,302	13,432	5,333
株主持分				118,650
有価証券ポートフォリオ				
手持証券，時価				365,322
手持証券，取得原価				132,035
未実現利益				233,287
予想税額				64,154
未実現純利益				169,133

（出所） Langer, op. cit., p. 38.

で分析される3件の合併例は，そうした意味においても1960年代の典型的な合併例であると言えよう。

（Ⅰ） 合併条件と会計処理

(1) NG社によるGA社の合併

NG社は1968年6月26日にGA社の株主に対する公開買付を公表した。公開買付の最終条件は，GA社の普通株式1株に対して4%利付転

換社債（額面50ドル）1口と1ワラント[2]を交換するというものであった。この公開買付の締切日である10月4日までに，NG社はGA社の普通株式の75%を取得した。その後，NG社は第2次公開買付を行ない，1969年2月5日までにGA社の普通株式の94%を取得した。この合併取引において発行された証券の時価総額は，452,741,000ドルである。またNG社は公開買付以前にGA社の普通株式403,700株を20,456,000ドルで取得している。従って合併対価総額は473,197,000ドルとなる。

NG社はこの合併をパーチャス法で処理し，GA社の正味資産を公正価値で記録した。GA社の正味資産の公正価値は，表Ⅲ—2に示されているように，その株主持分118,650,000ドルに有価証券ポートフォリオの未実現利益額（税引後）169,133,000ドルを加えた287,783,000ドルである。合併対価額と正味資産の公正価値との差額185,414,000ドルは「のれん」として記録された。そして，この「のれん償却」は行なわれない。

(2) リースコ社によるリライアンス社の合併

リースコ社は，1968年6月22日にリライアンス社の株主に対する公開買付を公表した。その最終的な条件は，リライアンス社の普通株式1株につきリースコ社の転換優先株Bシリーズ1株と0.57ワラント[3]を交換するというものであった。リースコ社は，この公開買付により1968年9月30日までにリライアンス社の普通株式の大部分とクラスA株式全株を取得し，同社の議決権の96.9%を獲得した。この合併のために発行された証券の時価総額は430,037,000ドルであった。リースコ社はこの合併をプーリング法で処理し，リライアンス社の簿価170,508,000ドル（3.1%の少数株主持分控除後）でこの合併取引を記録した。

ところで，表Ⅲ—2に示されているように，リライアンス社の正味資産の公正価値は，その株主持分175,960,000ドルにポートフォリオの未実現利益額（税引後）を加えた254,582,000ドル（3.1%の少数株主持分控除後）である。従って，リースコ社はプーリング法を使用することにより，取得資産の公正価値を84,074,000ドル，合併対価額を259,529,000ドルも過小表示することが可能となったのである。また，リライアス社の留保利益89,666,000ドルはリースコ社の同勘定に振替えられた。

(3) シティ社によるホーム社の合併

シティ社は1968年にホーム社の株主に対して，ホーム社の普通株式1株につき自社の転換優先株式Bシリーズ[4]1株と普通株式0.4株の交換を条件とする公開買付を行なった。シティ社は，この公開買付により1968年8月までにホーム社の社外普通株式の96.8%を獲得した。この合併において発行された優先株式と普通株式の株価総額は，431,711,000ドルである。シティ社はこの合併をパーチャス法で処理し，431,

2) 転換社債は額面50ドルで4%利付の償還権付転換下位社債（転換価格は1株48.50ドル），ワラントは10年以内にNG社の普通株式1.5株を40ドルで購入できる権利を規定したもの。
(U.S. Congress, House of Representatives. Report by the Staff. *Investigation of Conglomerate Corporations.* 92nd Congress, 1971, p. 310.)

3) 転換優先株式は清算時優先権が55ドルで年2.20ドルの配当が規定されている累積的転換優先株式（転換価格は1株90ドル），ワラントは10年以内にリースコ社の普通株式1株を87ドルで購入できる権利を規定したもの。(Ibid., p. 256.)

4) 転換優先株式は清算時優先権が40ドルで年2ドルの配当が支払われる累積的転換優先株式（普通株式0.75株に転換される）。
(Moody's Industrial Manual... New York: Moody's Investors Service, Inc., 1970, p.1232.)

711,000ドルで記録した。このうち230,653,000ドル[5]が確認可能資産と引継ぎ負債の「公正価値」に割当てられ，残り209,214,000ドルは「のれん」として計上された。

ところで，表Ⅲ—2から明らかなように，ホーム社の合併時における株主持分は224,490,000ドルと推定することができ，またそのポートフォリオの未実現利益額（税引後）は148,700,000ドルである。従って，ホーム社の正味資産の「公正価値」は373,190,000ドルとなるはずである。このホーム社の「公正価値」とシティ社がその帳簿に記録したホーム社の「公正価値」230,653,000ドル[5]との差額142,537,000ドルは，どのような会計処理の下でシティ社の帳簿から欠落したのであろうか。この巨額な資産価値の圧縮または過小表示に関して，1969年12月1日[6]から1971年8月[7]までに公開されたシティ社の一連の目論見書が説明している。これらの目論見書によれば，シティ社は，ホーム社の合併前利益に対して将来顕在化するであろう損失および費用を賦課することにより，積立金43,181,000ドルを設定した。この積立金の設定は，被合併会社の負債を過大表示することにより被合併会社の正味資産を過小表示し，合併会社に被合併会社の留保利益の一部を引き継がせる結果を生じる。また，シティ社は，ホーム社の有価証券ポートフォリオを評価する際に，リーマン・ブラザーズ社の意見に基づき79,783,000ドルに達するポートフォリオ評価額の切下げを行なった。ところで，「もし，シティ社がホーム社のポートフォリオの追加的価値79,783,000ドルを認識したとするならば，——当時の資本利得税27.5%に基づく利得税額21,940,000ドルを差し引いたにしても，『正味資産の公正価値を超過する対価』は，209,214,000ドルではなく，それよりも57,843,000ドル少ない151,371,000ドルとなる」[8]。こうして，シティ社は，「意味の曖昧な寄せ集め的性格の無形資産[9]」(nondiscript composit intangible) 勘定を巧妙に利用することにより，ホーム社の正味資産価値を著しく圧縮することが可能となったのである。そして当然のことながら，シティ社の年次報告書（1969年）に示されているように，「合併対価が取得正味資産の公正価値を超える超過額は，無期限の継続的価値を有していると考えられるので償却されない[10]」。このように，シティ社は，ホーム社の正味資産を過小表示することにより，将来において報告利益を過大表示する可能性を獲得したのである。

このような合併時における会計処理の相違は，合併後の各社の財務状態に如何なる影響を与えたのであろうか。次に見ていきたい。

（Ⅱ） 会計方法の選択と合併後の効果

(1) NG社によるGA社の合併

NG社はGA社の合併をパーチァス法で処理し，有価証券ポートフォリオを含むGA社の正味資産を公正価値で記録した。こうした会計処理は，パーチァス法における公正な処理方法であると考えられており，いわば取引の実質と記録数値が「対応」していると考えられる処理方法である。このような会計処理がNG社の合併

5) 少数株主持分（3.2%）8,156,000ドルが含まれる。

6) Briloff, Abraham J. *Unaccountable Accounting.* New York: Harper & Row, 1972, p. 82.

7) Bernstein, Leopold A. *Financial Statement Analysis: Theory, application, and interpretation.* Homewood, Ill.: Richard D. Irwin, Inc., 1974, pp. 196～197.

8) Langer, op. cit., p. 43.

9) Bernstein, op. cit., p. 181.

10) Langer, op. cit., p. 43.

表Ⅲ—3　National General の1株あたり利益

	1969	1970	1971	1972
基本1株あたり利益				
経常利益（報告利益）	(9.59)	2.33	3.20	6.69
控除：保険収益	(.04)	4.32	5.32	7.00
投資利得	(9.30)			1.36
残高	(.25)	(1.99)	(2.12)	(1.67)
附加：支払利子（税率50%を想定）	.77	.85	.83	.59
Great American の結合がない場合の経常利益	.52	(1.14)	(1.29)	(1.08)
臨時損益	(4.93)	(1.43)	.47	2.66
Performance Systems に対する投資損失	(4.90)	(.90)		
保険会社貸ビル売却益		.14		
負債償還益				3.04
Great American の結合がない場合の臨時損益	(.03)	(.67)	.47	(.42)
Great American の結合がない場合の純利益	.49	(1.81)	(.82)	(1.50)

（出所）Langer, op. cit., p. 61.

後の報告利益に如何なる影響を与えたかについて見ていくことにしたい。

NG社は，合併前年度（1968年）には1株当り利益2.08ドル，合併後初の四半期（1968年10月～12月）には同利益0.86ドルを報告していたが，合併後1年目の1969年には1株当り損失14.52ドルを報告している。表Ⅲ—3は，合併後のNG社の1株当り利益の変化を示すものであるが，この表から明らかなように，1969年の損失の64%は証券取引に基づくものである。1971年7月7日付のNG社の目論見書は，このことについて次のように説明している。「1969年12月31日において，同年の証券市場の下落が一時的なものである証拠は何もないので，証券投資の帳簿価額はこの日の時価まで切下げられた[11]」。そしてNG社はポートフォリオ価値の切下げ額77,500,000ドルをその年の利益に賦課したのである。

ところで，NG社は，1969年に特別配当としてGA社から時価174,620,000ドル相当の証券を受け取り，その大部分をすぐに売却した。これらの証券は，GA社の帳簿には取得原価24,510,000ドルで記帳されていたものである。従って，GA社の合併がプーリング法で処理されていたならば，NG社は1969年に損失の代わりに巨額の利益を報告することができたであろう。

しかし，この合併において，パーチャス法が使用され，取得正味資産が公正価値で記録された結果，NG社はGA社の有価証券ポートフォリオを媒介として報告利益を水増しすることができなかった。むしろ，NG社は合併直後の1969年末における証券市場の下落に基づくポートフォリオ価値の低下を会計的に認識しなければならず，NG社の合併翌年度（1969年）の利益は激減したのである。

(2)　リースコ社によるリライアンス社の合併

リースコ社はリライアンス社の合併をプーリング法で処理した。この会計処理方法は，二重

11)　Bernstein, op. cit., p. 107.

表Ⅲ—4　Leasco の1株あたり利益

		報告利益	投資利得のない場合	リライアンス社の合併がない場合
基本1株あたり利益				
年　度　末：				
9月30日	1969	2.71	1.65	1.26
	1970	(4.00)	(4.19)	(5.61)
	1971	1.98	1.92	.39
12月31日までの3カ月間：				
12月31日	1971	.63	.62	.22
年　度　末：				
12月31日	1972	2.52	2.27	.21
	1973	2.55	2.19	(.03)
	1974	(6.60)	(2.14)	(6.05)

（出所）　Langer, op. cit., p. 53.

の意味((1)留保利益の連結，(2)資産の過小表示)で，合併会社が合併後にその報告利益を過大表示することを可能にする。では，プーリング法による会計処理が，合併後のリースコ社の報告利益にどのような影響を与えたかについて見ていくことにしたい。

リースコ社は，1968年の会計年度末である9月31日直前にリライアンス社を持分プーリングで取得し，同社の利益を自社の報告利益として連結表示した。その結果，リースコ社の1株当り利益は，この利益の連結がなされなかった場合に比べ136％も増加し，1.86ドルとなったのである。また，表Ⅲ—4は，合併後のリースコ社の1株当り利益の趨勢を示すものである。この表から明らかなように，リースコ社の合併後損益は激しく変化しており，その変化は主にリライアンス社の有価証券ポートフォリオに密接な関連を有している。リライアンス社のポートフォリオがリースコ社の合併後損益に与えた影響について，最大の1株当り利益(損失)を報告している1969年，1974年の投資利得(損失)の内容を分析することにより検討していきたい。

リースコ社は1969年に43,900,000ドルの純利益を報告しているが，このうちの18,800,000ドルは「保険会社からの純投資利得[12)]」に基づくものである。他方，リライアンス社の有価証券ポートフォリオ価値は，1969年に48,980,000ドルも低下している。しかし，リライアンス社のポートフォリオ価値が84,077,000ドルも，合併時に過小表示された結果，リースコ社が1969年のポートフォリオ価値の低下を会計的に認識する必要は生じなかった。このため，実際には30,180,000ドルの「投資損失」が記録されるべきであるにもかかわらず，リースコ社は「投資利得」18,800,000ドルを報告することができたのである。しかし，他方でリースコ社は，合併時の資産価値の圧縮部分のほとんどをこの時に使い果たしてしまったのであった。そのために，より深刻な証券市場の下落が1974年に生じ，リライアンス社のポートフォリオが巨額の損失を被った時に，リースコ社はその損失を会計的に認識しなければならなくなった。そして，リースコ社は，AICPA の保険会社監査ガイドに基づき，55,780,000ドルをリライアンス社の株主持分に

12)　U.S. Congress, Report by the Staff, op. cit., p. 235.

表Ⅲ—5　City Investing の1株あたり利益

		報告利益	ポートフォリオ調整を含まない場合	投資利得を全く含まない場合	ホーム社の合併がない場合
完全稀薄化済1株あたり利益					
年　度　末：					
4月30日	1969	1.78	1.43	1.28	1.03
	1970	1.96	1.44	1.25	.67
12月31日までの8カ月間：					
12月31日	1970	.55	.52	.87	.26
年　度　末：					
12月31日	1971	1.57	1.50	1.31	.35
	1972	1.88	NA	1.55	.25
	1973	2.03	NA	1.67	.20
	1974	1.02	NA	1.24	.48

（出所）Langer, op. cit., p. 48.

賦課することによりポートフォリオ価値を切り下げた。その結果，リースコ社は1974年に巨額の損失を報告することになったのである。

(3)　シティ社によるホーム社の合併

前節で述べたように，シティ社はホーム社の合併をパーチァス法で処理したにもかかわらず，取得正味資産を過小表示することができた。ここでは，このような資産の過小表示がシティ社の合併後財務状態に如何なる影響を与えたかについて見ていきたい。

シティ社の1株当り利益は，合併年度の1968年には0.98ドルであったが，翌1969年に1.78ドル，70年に1.96ドルと増大した後，71年に若干の減少を示したが，72年に早くも回復し，73年には合併後最大の2.03ドルまで増大した。しかし，74年の1株当り利益は，前年比50%近く落ちこみ，1.02ドルまで低下した。表Ⅲ—5は，シティ社の合併後の1株当り利益の変化を示すものである。この表から明らかなように，合併時におけるホーム社のポートフォリオ調整が，シティ社の69年，70年の1株当り利益増加の重要な要因となっている。次にこのポートフォリオ調整が合併後のシティ社の経営にどのような影響を及ぼしたかについて検討したい。

既に述べたように，シティ社は，リーマン・ブラザーズ社の見解に基づき，ホーム社のポートフォリオ価値を79,783,000ドル過小表示した。この処理は，「取得したポートフォリオに対する約80,000,000ドルの『有利な出発』を経営者に与えた[13]」。この結果，「シティ社は，1969年の報告書（同様にそれ以降の報告書にも）に利得を注入することが可能となった[14]」。1971年8月12日に公表されたシティ社の目論見書に，合併後の報告利益に対するポートフォリオ調整の影響が公開されている。

「有価証券売却益（税控除前）のうち，ポートフォリオ調整に起因するものは，1969年，70年の各4月30日に終わる会計年度においてそれぞれ13,000,000ドル，25,000,000ドルであり，1970年12月31日に終わる8カ月間には1,356,000ドルである[15]。」

この説明から明らかなように，1970年4月30日までに，シティ社は合併時に過小表示した

13)　Briloff, op. cit., p. 83.
14)　Ibid., p. 83.
15)　Bernstein, op. cit., p. 197.

約80,000,000ドルのうち38,000,000ドルを利益として表示したが，残額42,000,000ドルは圧縮されたまま利益化されずにある。この42,000,000 ドルがポートフォリオ評価において重要な役割を演ずる。

シティ社がホーム社を合併した翌1969年における証券市場の下落の結果，ホーム社のポートフォリオの時価は，1970年4月30日付でその取得原価よりも76,451,000ドルも低下した。この時点では，合併時に圧縮されたポートフォリオ価値のうち41,783,000ドルは利益化されていない。それ故，実際のポートフォリオ価値の下落は，118,234,000ドルとなる。こうして，合併時の会計処理は，ホーム社のポートフォリオ価値の下落を過小に評価させることになった。証券市場の停滞は，1974年により深刻なものとなり，ホーム社のポートフォリオの時価は，その取得原価よりも142,000,000ドルも下落した。シティ社はこの時点で，AICPA の保険監査ガイドに従い，その低下額をホーム社の株主持分に賦課することにより，ポートフォリオ価値を時価まで切り下げたのである。

以上述べてきたように，NG 社，シティ社，リースコ社による3件の合併は，その条件がほぼ同一であるにもかかわらず，NG 社，シティ社はパーチァス法を使用し，リースコ社はプーリング法を適用した。パーチァス法では，本来，NG 社—GA 社の合併例のように，取得資産が公正価値で表示されねばならない。しかし，シティ社—ホーム社の合併例に見られるように，パーチァス法による処理にもかかわらず，合併会社は「のれん」を媒介として取得資産を過小表示し，積立金勘定を利用することにより留保利益の一部をも引き継ぐことが，実務のなかで可能となった。プーリング法とパーチァス法の会計処理結果は，貸借対照表においてはもちろんのこと，損益計算書においてすら事実上同一のものとなったのである[16]。この結果，合併会計の選択の問題は，本来は異なる合併取引に対する異なる会計方法間の選択の問題であるにもかかわらず，同一の取引に対して同一の会計処理結果をもたらす2つの会計方法の選択の問題となった。その意味で，プーリング法とパーチァス法は実質的に同質化したのである。こうして，合併会計はその規制的性格を完全に払拭し，会社財務政策に全面的に従属するものとなった。

ところで，2つの会計方法の「実質的同質化」は，合併会計方法の選択性と会計方法の合併形態からの独立に基づく「相対的同質化」がさらに展開されたものである。従って，「実質的同質化」の段階では，会計方法は合併形態からますます分離し，そして合併取引の内容とその記録数値は一段と乖離する。この乖離はまず初めに貸借対照表上に反映され，その後で損益計算書に反映される。しかし，合併取引の内容とその記録数値の乖離が大きいほどその揺り戻しは激しく，一定期間後に，取引の内容と記録数値の統一が強引に行なわれる。この段階において，合併会計の会社財務政策への従属は会計方法の乱用として公衆の眼に一般的に反映される。そして，既存の合併会計基準に対する社会的批判

16) 「買収合併は，理論的には，持分プーリングと本質的に全く異なる合併であるにもかかわらず，1960年代後半までに，2つの合併概念に対応する会計方法は実質上全く同質なものとなった。プーリング法の下で，資産の過小表示は被合併会社資産を簿価で繰越す形をとるが，他方，『汚染されたパーチァス法』の下でも，資産は同様に過小表示される。そして，合併対価のうちこのように過小表示された資産額を越える超過額は，意味不明な寄せ集め的無形資産として単に記帳され，しかもその償却はほとんど行なわれない。こうして，どちらの方法の下でも，多大な費用が損益計算書から欠落する。」(Bernstein, op. cit., p. 181.)

が引き起こされ，新しい会計基準の設定が要求される。このような状況の下で，APB 意見書第16号「企業合同」が設定されたのである。

四　APB 意見書第16号の生成とその意義

この章では，新合併会計基準の意義と限界を明らかにするために，APB 意見書第16号の生成過程とその内容を分析していきたい。

(I)　APB 意見書第16号の生成[1)]

1960年代の合併会計の乱用に対する批判は，連邦取引委員会のスタッフ・レポートに要約されている。

「会計方法は，過去20年にわたる展開の中で，合併を行なう会社が被合併会社に対する投資価値を過小表示するためのほとんど無限の機会を与えた。資産の真実価値の圧縮は，合併会社が報告利益を人為的に水増しする機会を創り出した。

それ故，我々は証券取引委員会（SEC）に対してプーリング法の除去を直ちに要求することを勧告する。買収取引にあっては，『のれん』勘定の創設は抑制されるべきである。可能な限りにおいて，全ての合併取引は，取得された個々の資産の真実価値を最も正確に表わす方法で会計処理されるべきである。

SEC は法律を追加的に制定することなしに，この種の規則を設定する権限を有していると思われる。しかし，法律の制定が必要であるかどうかを議会で決定することは適切であるだろう[2)]。」

1)　Langer, op. cit., pp. 149～202.
Zeff, Stephan A. *Forging Accounting Principles in Five Countries.* Champaign, Ill.: Stieps, pp. 212～216.

2)　Federal Trade Commission. *Economic Report on Corporate Mergers.* Report by the FTC Staff, 1969, p. 23.

表Ⅳ—1

試案〔1〕(1969年7月11日)	
主な内容	○プーリング法使用の厳格化 (a)　普通株式交換による95%以上の支配権の獲得 (b)　60対40の規模の相対性基準 ○「のれん」の強制償却（40年以内）
試案〔2〕(1969年8月27日)	
主な内容	○プーリング法の除去 ○公正価値プーリングの採用 ○「のれん」の強制償却（40年以内）
試案〔3〕(1969年10月8日)	
主な内容	○パーチャス法のみを承認 ○「のれん」の強制償却（40年以内）
試案〔4〕(1969年11月21日)	
主な内容	○普通株式交換により90%以上の支配権を取得する合併では，取得資産，引継負債を公正価値で表示 ○上記以外の合併にはパーチャス法が適用される ○「のれん」の強制償却（40年以内）
試案〔5〕(1970年1月9日)	
主な内容	○プーリング法とパーチャス法を共に承認 ○プーリング法使用のための基準 (a)　3対1の規模の相対性 (b)　普通株式交換による90%以上の支配権の取得 (c)　自己株式使用の規制 (d)　偶発的対価契約を含まないこと ○「のれん」の強制償却（40年以内）

（出所）Langer, op. cit., pp. 151～155.

このような合併会計に対する批判と規制要求の増加の中で，APB は新しい合併会計基準の設定を余儀なくされたのである。表Ⅳ—1は，新会計基準が設定されるまでに APB により作成された5つの試案を示すものである。この表から明らかなように，APB は試案〔4〕まではプーリング法を除去する方向に進んでいた。しかし，APB は，「ある合併は持分プーリングとし

表Ⅳ—2　公開草案に対する一般的反応

分野	賛成数	%	反対数	%	不明	%	合計	%
産業界	24	4	625	95	4	1	653	76
公共会計士	17	26	44	67	5	7	66	8
教育関係	21	50	19	45	2	5	42	5
投資サービス・コンサルティング			31	97	1	3	32	4
財務専門家組織	2	12	14	82	1	6	17	2
CPA協会	6	32	11	58	2	10	19	2
証券取引所	2	100					2	
政府機関			5	100			5	
その他	1	4	19	79	4	17	24	3
合計	73		768		19		860	
合計の百分比		9		89		2		100

(出所)　Langer, op. cit., p. 198.

表Ⅳ—3　公開草案の主要条項に対する具体的な批評

分野	持分プーリングのための条件				パーチャス法		
	3対1の規模の基準		普通株式の使用のみに対する反対	偶発的契約の禁止に対する反対	強制償却		「のれん」の即時償却に賛成
	反対	賛成			反対	賛成	
産業界	506	21	176	59	493	25	132
公共会計士	31	3	5	5	25	5	18
教育関係	7	6	3		6	9	2
投資サービス・コンサルティング	19	1	8	4	20		5
財務専門家組織	11		6		11	2	1
CPA協会	6	6	3		9	4	2
政府機関	1				1		
その他	16	1	4	3	7	1	4
合計	597	38	205	71	572	46	164

(出所)　Ibid., p. 201.

ての資格を有する[3]」というSECの示唆に基づき，この試みを放棄し，プーリング法の存続を認める試案〔5〕を新しく作成した。試案〔5〕はSECにより支持された[4]。APBはこの試案に基づく公式の公開草案「企業合同および無形資産」を1970年2月23日に公開した。公開期間中に，APBは公開草案に対する860通の書簡を受け取った。草案に対する各分野からの反応は，表Ⅳ—2，Ⅳ—3に示されているように，大部分が否定的なものであった。最も強い拒否反応を引き起こした項目は，3対1の規模の相対性基準である。A.R. ワイアット[5]やJ.C. バートンの調査[6]が示すように，3対1の規模の相対性基準は事実上持分プーリングを排除するものであり，従って，最も強く反対された項目であった。

3)　Langer, op. cit., p. 155.
4)　Ibid., p. 156.
5)　Wyatt, op. cit., p. 27.
6)　バートンは，1967年の276件の合併を調査することにより，3対1の基準が持分プーリングを事実上排除することを明らかにした。右の表は規模の相対性と合併件数の関係を示すものである。

公開草案に対する強い拒否反応と圧力の下で，SECは先の見解を変更し，「現在の形での公開草案は支持しない。しかし，規模の相対性基準のない意見書，または90対10の規模の相対性基準をもつ意見書ならば支持する[7]」という見解をAPBに伝えた。この結果，APBは3対1の基準を放棄し，9対1の基準をもつ草案を新しく承認した。しかし，この草案に対する反応もまた，「先の草案に対する反応と同じように否定的，威嚇的なものであった[8]」。

公開草案を採択するか否かを決めるAPBの会議が，1970年7月29日から開催された。投票に先立ち，「9対1の基準は支持するが，規模の相対性基準のない意見書も支持する[9]」というSECの見解が，APBの委員18名に伝えられた。その後で投票が行なわれたが，9対1の基準をもつ公開草案は，3分の2を超える支持を得ることができなかった。APBは9対1の基準を削除し，さらに公開草案を2つの全く別な意見書（第16号「企業合同」，第17号「無形資産」）に分割し，再度投票を行ない，意見書第16号は12名の賛成により辛うじて設定された。

(Burton, John C. *Accounting for Business Combinations*. FERF, New York, 1970, p. 70.)

プーリングの資格が認められる会社数

規模の相対性	会計処理方法			
	プーリング	パーチャス	一部プーリング・一部パーチス	合計
	162	108	6	276
3対1	35 21.6%	9 8.3%	0 —	44 15.9%
4対1	41 25.3%	14 13.0%	0 —	55 19.9%
9対1	68 42.0%	22 20.4%	1 16.6%	91 33.0%
19対1	86 53.1%	35 32.4%	2 33.3%	123 44.6%

7) Langer, op. cit., p. 155.
8) Ibid., p. 186.
9) Ibid., p. 188.

規模の相対性基準をもたない意見書第16号が設定された結果，合併を行なう会社はプーリング法を引き続き利用することが可能となり，「のれん」を忌避する方法が残されたのである[10]。そして意見書第17号は，第16号が可決された後で，13名の委員の賛成により設定されたのであった。

（Ⅱ） APB意見書第16号の意義

APBは，意見書第16号の第8節において，合併会計に関する基本的見解を示している。

「当審議会は，パーチャス法とプーリング法が共に合併のための会計方法として認められうるという結論である。しかし，この2つの会計方法は選択的なものではない。特定の要件を満たす合併は，プーリング法による会計処理が必要である。――その他の企業合併は全て，ある会社による1社以上の会社の取得として会計処理されるべきである。」

ここでいう特定の要件は12項目から成り，第46節「合併当事会社の属性」，第47節「持分を結合する方法」，第48節「計画的取引の欠如」において規定されている。ある合併がこの12項目の要件に基づき持分プーリングとして認められるためには，各合併当事会社は自律しており，かつ独立していなければならない（第46節）。また，合併は普通株式交換によって行なわれねばならず，その際，被合併会社の議決権株式の少なくとも90%が合併会社の議決権株式と交換されなければならない（第47節）。そして，そのためには，ある合併が本当に普通株式交換に基づく独立した会社間の合併であることを保証するために不可欠な要件を満たさなければならない[11]（第47，48節）。この持分プーリングの

10) Ibid., p. 192.
11) Dearden, John and Shank, John. *Financial*

ための12項目の要件の設定は，一部プーリング・一部パーチャス法，普通株式以外の証券や自己株式によるプーリング，遡及的プーリング，条件付対価契約を伴うプーリング，取得資産売却に基づく「即席的利益」表示などの持分プーリング概念の乱用の大部分を除去した[12]。

意見書第16号の上記以外の各節では，プーリング法とパーチャス法のどちらかが適用されることが決定された後で，採用される会計手続に関する詳細な説明が行なわれている[13]。その結果，持分プーリングにおける合併費用の資本化のような会計手続上の不備から生じる「会計の乱用」はかなりの程度是正された。また，意見書第16号の下で，評価問題は買収合併との関連で詳しく論じられているが，これまでの議論が引き継がれただけであり，新しい傾向は示されていない[14]。それ故，意見書第16号における公正価値概念は必ずしも明確であるとは言い難く，パーチャス法において資産を過小表示する可能性は依然として残されている。同様に，プーリング法に固有な資産の圧縮記帳の問題も未解決のままである[15]。

このように，意見書第16号は，1960年代における合併会計の乱用を効果的に規制すると同時に，12項目の要件の設定により，持分プーリングに分類される合併取引を限定した。その限りで，プーリング法の使用は制限されるものとなった。しかし，規模の相対性基準が欠落し，所有権の継続性基準の規定も不充分[16]な意見書第16号の下では持分プーリングと買収合併の区別は経済的実質に基づくというよりもむしろ，ますます付帯条件により決定されることになってきた。この結果，ある合併が持分プーリングであることが合併会社にとって望ましい場合には，その取引はプーリングのための規定要件を満たすべく容易に構成されうる。このことはまた，買収合併にもあてはまる[17]。こうして，意見書第16号の下では，2つの会計方法の「代替性は任意選択的なものではないにもかかわらず，2つの会計方法の一方の使用のために規定された条件は両方の選択を事実上許すことになる[18]」。

さらに，「代替的会計方法が選択的に使用されうる場合には，利用者はその選択を行う時に自己抑制が要求される。しかし，合併会計基準が代替的会計方法の選択的利用を認めないときには，その利用者はいかなる自己抑制も要求されない。しかも，利用者は代替的会計方法を事実上選択することができ，かつ非継続性の罰は受けないのである[19]」。

以上のように，APB 意見書第16号の下では，合併会計の基本的問題は会計研究公報（ARB）第48号の時代と変わることなく存在しているのである[20]。

五　APB 意見書第16号の効果と限界

この章においては，APB 意見書第16号が公表

Accounting and Reporting: A Contemporary Emphasis. Engelwood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall, Inc., 1975, p. 257.

12) Bernstein, op. cit., p. 194.

13) Andrews, Jr., op. cit., p. 184.

14) Briloff, op. cit., pp. 91～92.

15) Bernstein, op. cit., p. 154.

16) Calvin, Engler. *An In-Depth Inquiring into Current Practices in Accounting for Business Combinations.* Unpublished Ph. D. dissertation, City University of New York, 1977, p. 125.

17) Ibid., p. 32.

18) Ibid., p. 32.

19) Ibid., pp. 32～33.

20) 「APB 意見書第16号は，——APB が旧会計手続委員会と同じ立場であることを示している。」(Chatfield, Michael. *A History of Accounting Thought.* Huntington N.Y.: Robert E. Krieger Publishing Company, 1977, p. 299.)

表V—1　NYSE上場普通株式の使用に基づく合併

	1972—1973	%	1969—1970	%
持分プーリング	903	83.15	1,199	79.51
買収合併	183	16.85	294	19.50
一部プーリング・一部パーチャス	0	—	15	.99
合計	1,086	100.00	1,508	100.00

(出所)　Calvin, op. cit., p. 45.

された後で，合併活動にどのような影響を与えたかを検討するために，E. キャルビンの研究[1]に基づき，1972年—73年の2年間にニューヨーク証券取引所（NYSE）に提出された上場申請書のうち，合併に関する1,086通を分析することにしたい。

表V—1は，1972年—73年の間に行われた合併をその形態別に分類したものである。この表から明らかなように，全合併数1,086件のうち83%はプーリング法で処理されている。また1969年—70年の間の1,508件の合併のうちプーリング法で処理されたものは79.5%である。プーリング法は，このように，意見書第16号の公表後にも公表前以上に多用されている。「APBは，意見書第16号がプーリング法の使用を著しく減少させたと説明しているが，意見書第16号はNYSE上場企業にとってプーリング法使用の抑止力とはなっていない[2]」と言えよう。

表V—2は，1,086件の合併の相対的規模による分布を示すものである。この表に示されているように，持分プーリングにおける被合併会社の合併会社に対する規模の割合の分布は，5%以下が全合併数の88.9%，10%以下が96.0%，30%以下が99.5%である。前章で述べたように，APBは規模の相対性基準を放棄したことにより，1972年—73年の間に広い範囲で持分プーリング合併を許すことになった。

表V—3は，1972年—73年の1,086件の合併における合併対価額と簿価の関係を示すものである。これらの合併で使用された普通株式の株価総額は，2年間で85億ドルを超えている。このうちの90%，約78億ドルが持分プーリングで発行された株式の時価である。そして，この78億ドルのうち3分の2は記録されていない。また，株価総額に対する簿価の比率は，持分プー

表V—2　持分プーリングにおける規模の相対性
1972—1973

	持分プーリング数	%	累加%
1%　以下	514	56.9	56.9
1%＜ 2%	158	17.5	74.4
2%＜ 3%	61	6.8	81.2
3%＜ 4%	50	5.5	86.7
4%＜ 5%	20	2.2	88.9
5%＜ 6%	25	2.7	91.6
6%＜ 7%	9	1.0	92.6
7%＜ 8%	12	1.3	93.9
8%＜ 9%	13	1.4	95.3
9%＜10%	6	.7	96.0
10%＜15%	16	1.8	97.8
15%＜20%	9	1.0	98.8
20%＜25%	3	.3	99.1
25%＜30%	4	.4	99.5
30%＜35%	1	.1	99.6
35%＜40%	0	—	99.6
40%＜45%	1	.1	99.7
45%＜50%	0	—	99.7
50%　以上	1	.1	99.8
合　計	903		

(出所)　Calvin, op. cit., p. 47.

1)　Calvin, op. cit., pp. 40～113.
2)　Ibid., p. 40.

表V—3　1,086件の合併における簿価と時価*の分析（1972—1973）

（百万ドル）

	合計	%	持分プーリング	%	買収合併	%
時　　価	$8,577	100.0	$7,770	100.0	$807	100.0
簿　　価	$3,008	35.1	$2,497	32.1	$511	63.3
超過総額	$5,569	64.9				
記帳された超過額	$ 296	3.4			$296	36.7
未記帳超過額	$5,273	61.5	$5,273	67.9		

* 時価は合併対価の時価総額を意味する。
（出所）Calvin, op. cit., p. 55.

リングでは32.1%であるが，買収合併では63.3%である。このことから，合併対価額が被合併会社の簿価より大きいほど，持分プーリングが使用されており，プーリング法の資産価値圧縮機能が充分に活用されていると言える。

表V—4は，合併対価額と被合併会社の簿価の関係が，合併形態（会計方法）の選択にいかなる影響を及ぼすかをさらに詳しく示すものである。時価が簿価より大である合併は，1972年—73年の間に1,047件あり，そのうち85%はプーリング法が適用されており，逆に簿価が時価より大である合併は39件あり，そのうちの79%がパーチャス法で処理されている。また，時価が簿価よりも大である合併では，時価に対するその超過額の比率はプーリング法が使用されている場合68.3%，パーチャス法が適用されている場合63.2%である。他方，時価と簿価の関係が逆の合併では，その比率はプーリング法使用の場合26%，パーチャス法適用の場合34%となっている。このことから，合併会社は，取得資産を可能な限り過小表示できる合併会計方法を選択しているといえよう。このことをより具体的に検討するために，同じ日に同一の会社からNYSEに提出された2通の合併のための上場

表V—4　プーリング法とパーチャス法における時価と簿価の関係

簿価が時価*より大である合併（1972—1973）

（百万ドル）

会計方法	会社数	%	簿価	時価	超過額	時価に対する超過額の割合(%)
プーリング法	8	21	$ 44	$ 35	$ 9	26%
パーチャス法	31	79	$ 295	$ 220	$ 75	34%
合　計	39	100	$339	$255	$84	

時価*が簿価より大である合併（1972—1973）

（百万ドル）

会計方法	会社数	%	時価	簿価	超過額	時価に対する超過額の割合(%)
プーリング法	895	85	$7,735	$2,452	$5,283	68.3%
パーチャス法	152	15	$ 587	$ 216	$ 371	63.2%
合　計	1,047	100	$8,322	$2,668	$5,654	

* 時価は合併対価の時価総額を意味する。
（出所）Calvin, op. cit., pp. 94～95.

申請書を見ていくことにしたい[3]。

この2通の上場申請書の文言は，被合併会社名と発行株式数を別にすれば全く同一である。合併対価は2件の合併とも普通株式のみであった。しかし，一方の合併はプーリング法で処理され，他方にはパーチャス法が使用されたが，適用される会計方法の相違に関する説明は，上場申請書においてはなされていない。この2つの合併の条件は下のとおりである。

	持分プーリング	買収合併
発行株式数	50,000	20,000
1株当り株価	$ 28	$ 28
株価総額	$1,400,000	$ 560,000
被合併会社簿価	$ 304,000	$ 750,000
「超過額」	$1,096,000	$(190,000)
被合併会社純利益	$ 179,000	$ 48,000

この2つの合併取引は，持分プーリングが被合併会社の簿価304,000ドルで，買収合併が合併対価の時価560,000ドルで記帳された。このように，合併対価が同一であるにもかかわらず，異なる会計方法を採用した結果，合併会社は被合併会社2社の資産を共に過小表示することが可能となったのである。

買収合併における取得資産価値の圧縮は，簿価が株価よりも大である場合に限られるわけではない。NYSEに提出されたある上場申請書によれば，合併会社 (S)[4] は，正味資産が2,230,000ドルである会社の株式100%を取得するために，1株28ドル相当の自社株式187,992株を発行した。その株価総額は，5,260,000ドルになる。しかし，この会社は，様式10Kおよび8K報告書において，この合併がパーチャス法で処理され，3,840,000ドルで記録されたことを報告している。様式10K報告書には次のように述べられている。

「発行株式の売却に関する制限を考慮し，また，発行株式数，発行日における市場の具体的様相を考慮して，全国的規模の証券会社2社は，これらの株式の時価はNYSEで取引されている同一株式の価格に比べ，約25%低いという見解であった。この見解に基づいて，登録会社の発行株式の価値は1株20.44ドルと決定され，その株価総額は3,842,556ドルになる[5]。」

このようにして，合併会社 (S) は取得資産価値を1,420,000ドル圧縮したのである。

こうした取得資産価値の圧縮は特殊なものではない。1971年にNYSEに登録された買収合併108件のうち，60.2%の合併取引は被合併会社の簿価で記録されている[6]。このように，「パーチャス法が使用されているにもかかわらず，プーリング法に起因する『歪み』がパーチャス法の誤った用法によりパーチャス法へ滲出すること[7]」が，1970年代においても許されているのである。

以上のように，APB意見書第16号は，プーリング法の使用を抑制することはもちろんのこと，パーチャス法における資産価値の過小表示すらも除去することはできなかったのである。こうして，意見書第16号の設定後も，1960年代における合併会計の基本的な問題は，1970年代においても変わることなく存続していると言える。

六　むすびにかえて

合併会計基準の20年間におよぶ変容過程の中で，(1)会計方法の選択性，(2)会計方法の合併形態からの独立が，米国における合併会計の基本

3) Ibid., pp. 97～98.

4) Ibid., pp. 103～105.

5) Ibid., p. 104.

6) Ibid., p. 109.

7) Ibid., p. 109.

表Ⅵ－Ⅰ　合併過程

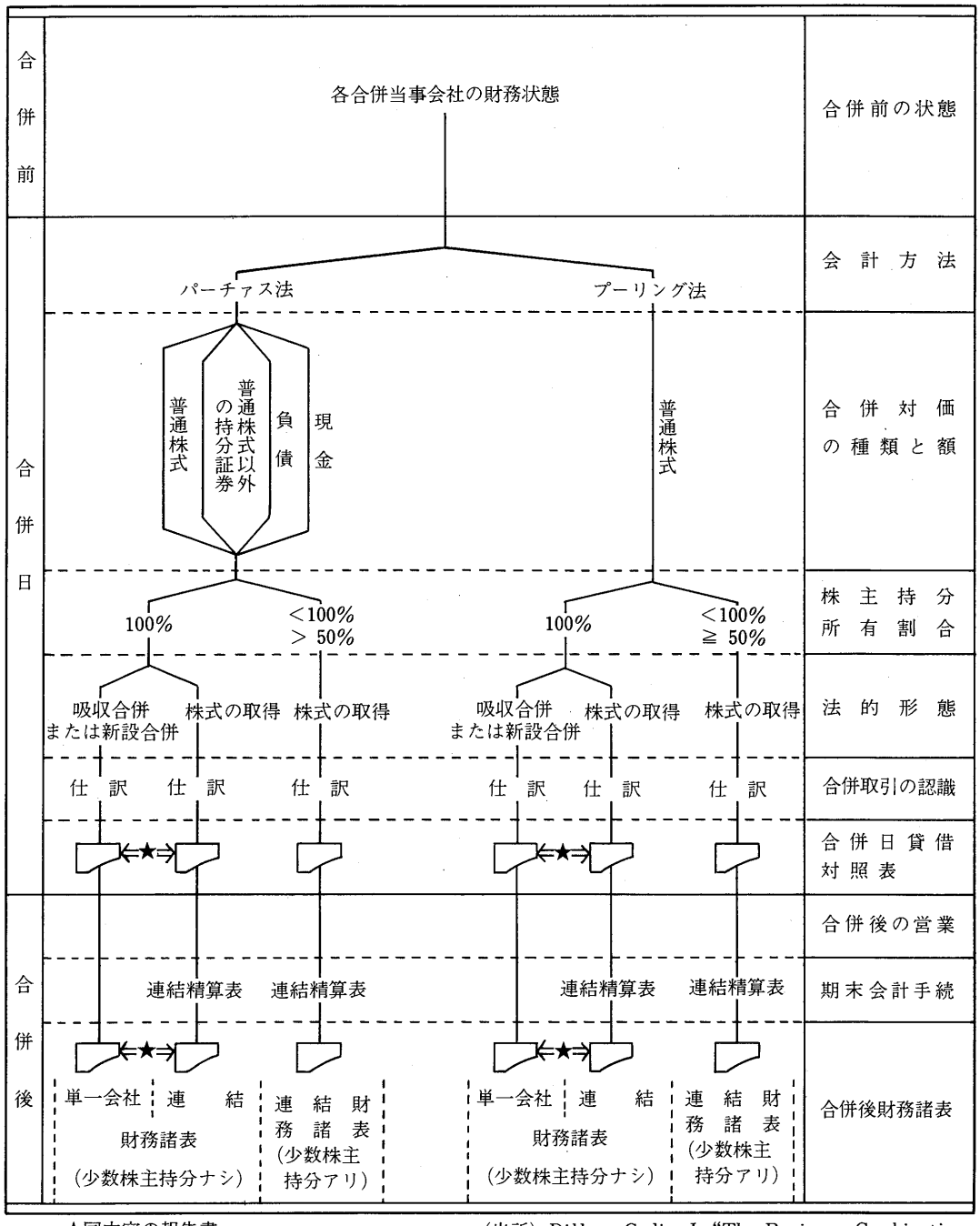

★同内容の報告書

（出所）Dillon, Gadis J. "The Business Combination Process" *The Accounting Review*, V. LVI, April. 1981, p. 396.

的特色となった。そして，2つの会計方法は，会社経営者の恣意的判断に基づき，同一の取引に対して選択的に利用されうるものとなった。こうしてプーリング法とパーチャス法は，同一の取引に対して異なる会計方法が適用されるという意味で，相対的に同質なものとなった。さらに，パーチャス法の下での資産価値の過小表示が会計実務において一般化するにつれ，プーリング法とパーチャス法の相違は一段と稀薄化し，2つの異なる会計方法は実質的に同質なものとなった。この結果，合併会計における会計方法の選択は，同質な結果を生じる会計方法間での選択の問題となり，合併会計は会社財務政策に全面的に従属することになった。表Ⅵ—1は，合併会計における会計手続の一般的過程を示すものである。この表が示しているように[1]，会計方法を決定する主な要因は合併形態ではなく，合併会社の合併後財務状態に直接的な影響をおよぼす各合併当事会社の財務状態である[2]。このように，会計方法の選択が経営財務に従属した結果，合併取引の内容と記録数値の乖離が引き起こされる。この乖離が大きいほどその揺り戻しは激しく，一定期間後にその統一が強引に行なわれる。この段階において，合併会計の会社財務政策への従属は，会計の乱用として公衆の眼に一般的に反映される。この乱用こそが社会的批判の対象となり，そして，それに対する規制が強く要求される。その結果，新しい合併会計基準は，この乱用の除去を主要な目的として設定される。こうして，古い問題はその本質を保持しつつ，新しい問題として存続し，展開されることになる。

---

1) APB は対価の種類に基づいて合併概念を区別しているが，この表は会計方法の選択の結果として合併対価の種類が決定される可能性を示唆している。

2) 「今日では，合併を活発に行なっているいくつかの会社とその背後にある投資銀行は，ある合併取引が報告1株当り利益を最大にするためにどのように構成されるべきか（例えば，プーリング法とパーチャス法のどちらが適用されるべきか，現金と株式のどちらが使用されるべきか）を示すコンピューター・プログラミングを有している。その計算には，実質よりもむしろ，会計が不可欠な条件として含まれており，そして経営者は明らかにそのことに関心を持っている。」（Ehrbar, A.F. "Corporate Takeovers Are Here to Stay." *Fortune*, May 8, 1978, p.100.）